



小規模企業共済制度が “充実”します！

平成23年1月より個人事業主のみならず、その専従者(配偶者や後継者)などの共同経営者も加入できるようになりました。
これで安心して事業に専念できる環境を整えることができます。

○共同経営者とは・・・

個人事業の経営に携わる方で、一定の要件を満たせば、個人事業主の専従者(配偶者や後継者)、親族以外の方も加入することができます。

ただし、加入できる共同経営者は一事業主につき「2名」までとなります。



経営者の退職金： 退職後の安心の『ゆとり』のために・・・

- ☆全国で約 120 万人の経営者が加入
- ☆掛金は全額所得控除
- ☆無理のない掛金(月額¥1,000～¥70,000)
- ☆共済金の受取りは、一括・分割・併用の 3 タイプ
- ☆受取り時にも税制面で大きなメリット
- ☆災害時や緊急時には契約者貸付けの利用が可能



※その他、お問い合わせは・鶴見青色申告会 共済係 045-521-1145 まで

労働保険のお知らせ

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新は、
6月1日(水)～7月11日(月) です。

平成21年度から年度更新の申告・納付時期を

6月1日～7月10日(今年度は11日)までに変更しています。

保険料等の算定方法・期間(4月1日～翌年3月31日)に変更はありません。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

年度更新申告書は、5月末に発送し、6月1日以降、順次お届けする予定です。

正しい申告のために …………… 早めに準備を。

お問い合わせは、

神奈川県労働局 労働保険適用室

適用第1係・第2係・第3係…………… 電話 : 045-650-2803

電話 : 045-650-2865